

岩手県告示第28号

平成28年12月13日付け岩手県報第11639号登載保安林の指定施業要件の変更予定（平成28年岩手県告示第910号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成29年1月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更する予定の森林に係る通知の要旨

(1) 指定施業要件を変更する予定の森林の所在場所 奥州市

(2) 所在が不分明である通知の相手方 佐藤勝實、佐藤金見、佐藤省三、菅原庶、高橋一郎、高橋恭二、高橋源之助、高橋サツキ、高橋常雄、高橋秀雄、高橋万四郎

2 通知の内容を掲示した場所 奥州市役所